

三 大正期の出石

1 社会生活の近代化と地域発展への夢

(1) 電気の供給

五 阿瀬川水力電気株式会社と出石町との報償契約書

『出石町重要書類綴』

阿瀬川水力電気株式会社

出石町トノ報償契約書

出石町長(以下単ニ町ト称ス)ト阿瀬川水力電気株式会社

長
(以下単ニ会社ト称ス)トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第一条 町ハ、其所有又ハ管理ニ属スル道路・橋梁・

堤塘・其他ノ土地ニ対シ、会社ノ営業上必要ナル

電線路ヲ建設スルコトヲ承諾ス

第二条 会社ハ、第一条ノ使用ニ対シ、電柱宍本ニ付、

壹ケ年金五拾錢宛ヲ町ニ納付スルモノトス

前記納付金ハ、町ノ指定期間内ニ完納スヘシ

第三条 会社ニ於テ前条ノ土地又ハ工作物ヲ使用セン

トスルトキハ、町ノ許可ヲ受ケ施行スルモノトス

但、会社事業ノ為メ特ニ町ノ施設ヲ要スル場合ハ、

其費用及之レカ為メニ町ノ受ケタル損害ハ会社ニ
於テ賠償スルモノトス

第四条 公益事業ノ為メ必要アルトキハ、町ハ臨時第

一条ノ電柱其他ノ装置ヲ撤去セシムルコトヲ得

第五条 町ハ、第二条ノ納付金ヲ除クノ外他ノ料金ヲ

賦課(徴)徴取セサルモノトス

第六条 会社ハ、契約当時ノ電灯料金ヲ町ノ承諾ナク

シテ随意ニ引上ル事ヲ得ス

第七条 会社ハ、電力參百燭光ノ室外灯ヲ町ニ無料提

供シ、町ノ舎(スル個所)ニ取付設置スヘシ

第八条 町ハ、本契約ノ有効期間内ニ於テ電灯事業ヲ

經營セス、又新ニ生スル電灯事業者ニ対シ第一条

ノ物件ノ使用ヲ承認セサル事

第九条 町ハ、必要ト認メタルトキハ電線路ノ延長ヲ

要求スルコトヲ得、此場合ニ於テ会社ハ、電灯式

拾個ニ対シ線路百間ノ割合ヲ以テ其要求ニ応スル

モノトス

第十条 会社カ存立期間中ニ他ノ会社ト合併ノ目的ヲ

以テ廃業シ、若シクハ事業ノ全部又ハ一部ヲ譲与

セムトスルトキハ、承継者ヲシテ本契約ヲ承継セ

シムル義務アルモノトス

第十二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ、町ハ

本契約ヲ解除スルコトヲ得

一、会社カ本契約ノ義務ヲ履行セサルトキ

二、此契約ノ日ヨリ拾ヶ月ニ点灯セサルトキ

三、壹ヶ月以上休業シタルトキ

但シ、天災又ハ不可抗力ノ場合ハ此限ニ至ラ

ス

第十三条 前条ノ契約解除ノ場合ニ於テハ、会社ハ町ノ

指定シタル期間内ニ第一条ノ電柱及其他ノ設備ヲ

撤去シ原形ニ復元シ、若シ之ヲ履行セサルトキハ

其物件ハ当然町ノ所有ニ帰シ、尚町ニ損害アルト

キハ会社ハ之ヲ賠償スヘシ

第十三条 本契約ノ有効期間ハ、大正貳年六月ヨリ向滿

五ヶ年間トス

但シ、右期間満了ノ際ハ、引續キ本契約ノ条項ニ
ヨリ契約ヲ締結シ、会社ハ町ニ対シ本契約以外ノ
条項ヲ提出スルコトヲ得ス、町モ亦本契約ノ条項
以上ノ要求ヲナササルモノトス

右契約ノ正確ナルコトヲ証スル為メ、本証式通ヲ作成
シ当事者双方署名捺印ノ上各壱通ヲ保有スルモノ也

大正貳年六月拾八日

出石郡出石町長 福富源藏 囀

阿瀬川水力電気株式会社

取締役社長 森本 駿 囀

㊦ 電気供給に係る覚書

『出石町重要書類綴』

覚 書

大正貳年六月拾八日、出石町長ト阿瀬川水力電気株式
会社長トノ間ニ締結シタル契約以外ニ左ノ事項ヲ履行
スル為メ、此覚書ヲ提出ス

事 項

一、阿瀬川水力電気株式会社ハ、出石町役場及学校・

其他町ノ経営ニ係ル建造物ニ供給スル電灯拾燭光
拾灯(町カ拾燭光ヲ用スル必要ナシト認ムル個所ニ限り

五燭光ヲ許ス)ヲ無料トス

前項無料点灯以外尚出石町役場及学校・其他町ノ

経営ニ係ル建造物ニ点灯ノ必要アル場合ノ料金ハ、
譜通料金ノ参割ヲ減スルモノトス

右ノ通り相違無之候也

大正貳年六月拾八日

阿瀬川水力電気株式会社

出石出張所主任 倉品昭夫 囀

阿瀬川水力電気株式会社

常務取締役 藤本俊郎 囀

出石郡出石町長 福富源藏 殿

二 電球取り扱ひに係る覚書 『出石町重要書類綴』

1 社会生活の近代化と地域発展への夢

覚書

一、電球ハ、「タンクス(セ)ン」電球ヲ本位トスル事

但、本社ノ都合ニヨリ他ノ電球ヲ使用スル事アル
ベシ

一、電球ハ、断線又ハ光力減少ノ場合ニ限り電球取換
費ハ本社持チトシ、外球破壊ノ場合ハ需用家持チ
トスル事

但シ、電球ハ、本社ノ供給品ニ限ル

一、電灯ノ供給上誠実ヲ旨トシ、需用家ノ為メ可便宜
ヲ謀ル事

但シ、式拾燭光電球希望ノ向ヘハ、(月)燭光電

球ニ限り可成特別割引ノ方針ヲ以テ他日希望者
ト直接ニ協定スル所アルヘシ

大正貳年七月式拾四日

阿瀬川水力電気株式会社

取締役社長 森本 駿團

印

常務取締役 藤本俊郎

出石町長 福富源藏殿

(2)山田・若桜線速成運動

三 交通同盟会設立趣意書

『小坂村諸規則綴』

地方ノ開発産業ノ振興ハ、交通機関ノ完備ヨリ急ナル
ハナシ、明治四十三年山陰鉄道開通シ大ニ便益ヲ得タ
リト雖モ、鳥取県郡家ヨリ若桜ヲ経テ山陰本線ニ達ス
ル鉄道予定線、京都山田ヨリ出石ヲ経テ山陰本線ニ達
スル鉄道予定線ノ竣成ヲ見サレバ未ダ交通ノ完備ヲ期
シタリト謂フヲ得サルナリ、吾人ハ本鉄道ノ速カニ敷
設セラレンコトヲ熱望スルヤ久シ、故ニ沿道関係町村
結束連盟シ茲ニ交通同盟会ヲ組織シ、以テ以上ノ目的
ヲ貫徹センコトヲ期ス

三 交通連盟会会則(大正十三年) 『小坂村諸規則綴』

交通連盟会則

三 大正期の出石

第一条 本会ハ、交通連盟会ト称ス

第二条 本会ハ、鳥取県郡家ヨリ若桜・村岡・西気ヲ

経テ江原ニ達スル鉄道、京都府山田ヨリ出石ヲ

経テ江原ニ達スル鉄道ノ達成ヲ図ルヲ以テ目的

トス

以上ノ目的ヲ達スル為、出石・江原間鉄道ノ速

成ヲ図ルモノトス

第三条 本会ニ連盟スル町村左ノ如シ

城崎郡 中筋村・国府村・八代村・日高町・

三方村・清滝村・西気村・三椒村

出石郡 出石町・室埴村・小坂村・神美村・

合橋村・高橋村・資母村

美方郡 村岡町・兎塚村・小城村^(代カ)・射添村

第四条 本会ハ、本部ヲ日高町役場内ニ置キ、支部ヲ

出石町役場・村岡町役場内ニ置ク

第五条 本会ハ、所期ノ目的ヲ達スル為、連盟町村ハ、

相互意思ノ疎通ヲ図リ、諸種ノ問題ニ対シ一致

ノ方針ヲ以テ進ムコト

第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長一名 副会長二名

評議員十九名

実行委員若干名

幹事三名

第七条 会長・副会長ハ評議員中ヨリ互選シ、評議員

ハ連盟町村ヨリ適當ニ選出シ、幹事ハ会長之ヲ

嘱託ス

第八条 役員ノ任期ハ二ケ年トス

第九条 役員ハ、総ヘテ名譽職トス、但シ、実費弁償

ヲナスコトアルベシ

第十条 会長ハ、本会一切ノ事務ヲ統轄シ、副会長ハ、

会長ヲ扶ケ會長差支ノ時代理シ併セテ評議員ト

シテノ任務ヲ執掌ス^{執掌ス}、評議員ハ、本会重要案件

ヲ評決シ、実行委員ハ、目的ノ達成ニ努力シ、

幹事ハ、会長ノ命ヲ承ケテ庶務會計ヲ掌ル

1 社会生活の近代化と地域発展への夢

第十二条 役員会ハ、必要ニ応シ會長之ヲ招集ス

第十三条 本会ニ必要ナル経費ハ、寄附金又ハ各連盟町

村ヨリ醸出スルモノトス

第十三条 本会則ハ、役員会ノ決議ニ依リ何時ニテモ改

正スルコトヲ得

(3) 但馬師範学校の誘致

但馬師範学校の設置を請願 『出石町会会議録』

議第二八号

但馬師範学校設置ニ関シ別紙ノ通町会ノ決議ヲ經

テ請願ス

大正十三年一月廿一日提出

出石町長 小出雅雄

即日原案可決ス

(表紙)



但馬師範学校ノ位置ヲ出石町ニ撰定ノ儀ニ付願

我国府県中左右反対ノ方面ニ海岸ヲ有スルモノハ、本
 県及青森・山口・福岡・鹿児島ノ諸県ニシテ、青森・
 福岡以下ハ皆回環状ヲ為シタルカ故ニ、氣候・人心共
 皆非常ノ懸隔ナント雖、独リ本県ニ至リテハ南ハ南海
 ニ北ハ北海ニ面シ、殊ニ東方ハ大阪・京都二府ノ為メ
 ニ西方ハ鳥取・岡山二県ノ為メニ遮断セラレ、回環ノ
 状態ヲ為ス能ハス、此ニ於テ地勢・氣候ハ勿論、人心
 ・風習等ニ至ル迄非常ノ懸隔ヲ為シ居レリ、然ルニ県
 下教育ノ基本タル師範学校ハ総テ南海方面ニ設置セラ
 レアルカ故ニ、北海方面ニ住スル者ハ容易ニ懸隔セル
 南海方面ノ師範学校ニ入学スル能ハス、此ニ於テ師範

学校ヲ卒業シテ教員資格ヲ有スル者極メテ少シ、勢南海方面ニ生レ南海方面ノ師範学校ヲ卒業セシ者ヲ備聘セサルヘカラス、然ルニ人工孵化ノ鮭・鱒スラ猶其孵化セラレタル河川ニ復溯スルノ習慣ヲ有ス、況ヤ万物ノ靈タル人類ナレハ、其生誕シ其受業シタル土地ヲ恋ヒ慕ヒ大抵但馬地方ニ就任スルコトヲ厭忌シ、縦令己ムヲ得サル事情アリテ一旦就任スル者アルモ、帰心箭ノ如ク種々ノ事故ヲ搜索シテ転任ヲ謀ル者比々皆然リ、此ニ於テ北海^(方)方面ノ小学校ニ於テハ常ニ教員ノ欠乏ニ苦マサルヲ得サル状況ナリトス、既ニ昨年但馬地方連合教育会ニ於テ前掲ノ事情ニ基キ一師範学校ヲ北海方面ニ設置セラレンコトヲ希望スルノ建議アリ、又客臘県会議場ニ於テモ但馬国一師範学校ヲ新設スルノ建議アリ、大多数ヲ以テ可決セラレシ由ニ有之、洵ニ事宜ヲ得タルセ^(モカ)ニテ自然該建議ノ趣旨ハ御採納可相成ト信ス

但馬小ナリト雖従前ハ八郡ニ分レ、今ハ分合アリテ五

郡トナリ各自一區画ヲナセリ、優劣ヲ較ヘ得失ヲ考ヘ適當ノ地点ヲ撰定スルハ緊要ノ事ナリトス

此ニ於テ其撰定スヘキ要点ヲ講究スルニ

第一 土地高燥ニシテ水潦ノ侵害寡少ナル事

第二 氣候清爽ニシテ人身ノ健康ニ適スル事

第三 風土・飲料水純潔ニシテ伝染疫疾求襲ノ虞レ

ナキ事

第四 風俗貞良ニシテ有為ノ学生ヲ墮落セシムヘキ

陥穽ナキ事

第五 人材輩出シテ社会ノ進運ヲ助ケタル実跡アル

事

右ノ五点ニ就キ但馬全国ヲ通觀比較スルニ、師範学校ニ最モ適當セル土地ハ蓋出石郡出石町ニ超越セルモノ無カルヘシ、然レモ第一乃至第四ノ諸件ハ既ニ統計ノ微スヘキアリ、衆目・衆手ノ視指スルアリ、明々昭々出石町ノ修学ニ適當ナルヲ証スルニ足ル故ヲ以テ止ニ贅セス、独リ第五ニ至リテハ既往統計ノ微スヘキモノ

ナキモ、但馬教育ノ歴史ニ於テ慶長偃武ノ後第一ニ出石ニ学校ヲ設ケラレタルハ安永四年ニシテ、今ヲ距ルコト百五十年前ナリ（京極家ニテ学校ヲ豊岡ニ設ケラレタルハ天保六年ニシテ、出石ヨリ後レシコト八十余年ナリ）、其ヨリ以来簇々櫻井・乗竹・堀田・島村等ノ碩学大家ヲ生シ、明治維新ニ至リテハ一身ニシテ法学・文学ノ両博士ヲ兼ね、東京帝国大学第一世ノ大学総長タリシ加藤弘之、現下出石ニ帰臥セル曾テ政府枢要ノ位置ニ在リ、学殖豊富ニシテ特ニ育英ノ事ニ始終尽瘁シ衆庶ノ最モ尊崇セル錦鶏間祇候タル桜井勉ヲ生シ、其他博士・学士モ続々輩出シ之ヲ他ノ旧八郡ニ比較スレハ皆之ニ超越セリ、其事実ヲ挙クレハ左ノ如シ

博士ニ於テ氣多・朝来・二方ハ各一人、養父・七美ハ各二人、城崎ハ七人ナルニ拘ハラズ、出石ハ則チ九人ヲ出セリ（美舍ハ皆無ナリ）

学士ニ於テ二方ハ二人、七美ハ三人、美舍ハ五人、氣多ハ十人、養父ハ十五人、朝来ハ十七人、城崎ハ十九

人ナルニ拘ハラズ、出石ハ則チ二十六人ヲ出セリ

更ニ衆議院議員ニ就テ之ヲ調査スルニ、帝國議會開設以來選舉度数ハ十四回ニシテ被選員ハ二十一名ナリ、而シテ其当選者ノ郡別左ノ如シ

朝来・養父・美方各二人（朝来郡人丸尾光春ハ、城崎ノ出生ナレハ之ヲ城崎ニ算入ス、其城崎ニ産レ城崎ニテ教育ヲ受ケシヲ以テナリ、養父郡人佐藤文兵衛ハ、出石ニ産レタレハ之ニ準ス）、城崎三人ニシテ、出石ハ則チ十一人ナリ

元来蔬菜・瓜畷ノ類ハ万物中ニアリテ極メテ微物ナレド、其風土良好ナレハ自然ニ繁殖シ、風土不良ナレハ之ニ反ス、况ヤ人ハ万物ノ靈タリ、其風土ニ至大ノ関係ヲ有スルコト蓋蔬菜・瓜畷ノ比ニアラス、現ニ前掲出石郡ノ他郡ニ比シ多数ノ博士・学士及衆議院議員ヲ出シタルヲ以テ之ヲ見レハ、出石町ノ教育至適ノ地タルヲ証スルニ足ルヘシト信ス、希クハ右等ノ諸点御考察ノ上但馬師範学校ノ位置ヲ出石町ニ撰定セラレンコト、最モ右ニ要スル敷地ハ無論出石町ヨリ無償提供可

仕候間、特別ノ御詮議ヲ以テ願意御採用被成下度、町
会ノ決議ニ依リ此段及請願候也

大正十三年一月 日

出石町長 小出雅雄

兵庫縣知事 平塚広義 殿

追テ出石郡ノ儀ハ鎌倉時代始^(初)メテ諸国ニ守護ヲ配
置セラレンシ以來七百余年但馬ノ首邑トナリ来リシ
カ、明治四年ニ至リ県庁ヲ豊岡ニ置カレンシ以來豊
岡ニハ区裁判所・稅務署・警察署ノ外県營事業ト
シテ中学校・高等女学校、八鹿ノ如キモ蚕業学校、
江原ノ如キモ蚕業試験所、枚田村ノ如キモ農事試
驗場但馬分場ヲ設置セラレタルニ、独り出石ニ至
リテハ今日ニ至ル迄一箇ノ県營事業設置ノ恩沢ニ
浴スルコト能ハス、市街漸次凋落シ郡村モ亦從テ
其影響ヲ受ケ、萎靡不振タルヲ免レサル狀況ニ有
之、頗ル遺憾トスル所ニ有之候間、何卒諸般ノ事

情御洞察ノ上本文ノ趣旨是非貫徹候様特別ノ御詮
議ヲ仰キ度、此段及添申候

2 出石鐵道關係資料

空 創立趣意書 『出石輕便鐵道株式會社』 田畑清氏所藏

出石ノ郡タルヤ天日槍命草創ノ靈地ニシテ土壤肥沃、
人民繁多、穀禾アリ、繭糸アリ、樹竹アリ、礦物アリ、
但馬最初ノ首府タリ、延曆以後暫ク首府ヲ他郡ニ置レ
シコトアリトイヘトモ建武以後再ヒ但馬ノ首府ニ復シ、
以テ明治維新ニ至リタリキ、然レトモ山岳四周シテ道
路極テ悪ク、之ニ加フルニ鐵道アリトイヘトモ皆三里
以外ノ土地ヲ通過スルカ故ニ、人民ノ交通貨物ノ運輸
或ハ困難ヲ感シ或ハ迂遠ヲ極メ或ハ鉅費ヲ要シ或ハ渋
滞ヲ来ス、郡民ノ不利・不便是ヨリ大ナル無シ、此ニ
於テ同志相謀リ先ツ出石・江原間ニ輕便鐵道ヲ敷設シ

テ交通運輸ノ利便ヲ開キ、前条列挙セル不利・不便ヲ
排シテ富有大業ノ端緒ヲ啓ントス、此ニ創立ノ趣旨ヲ
陳述シ大方諸賢ノ賛成ヲ仰ク

大正八年六月拾四日

出石輕便鐵道株式会社發起人

突 定 款

『出石輕便鐵道株式会社』 田畑清氏所藏

第 七 章 總 則

第 一 条 当 会 社 ハ、 出 石 輕 便 鐵 道 株 式 會 社 ト 稱 ス

第 二 条 当 會 社 ハ、 兵 庫 県 城 崎 郡 日 高 村 字 江 原 ヨ リ 出

石 郡 室 埴 村 福 住 ニ 至 ル 間 ニ 鐵 道 ヲ 敷 設 シ、 運 輸 ノ 業

ヲ 営 ム ヲ テ 目 的 ト ス

第 三 条 当 會 社 ハ、 本 社 ヲ 兵 庫 県 出 石 郡 出 石 町 ニ 設 置

ス

第 四 条 当 會 社 ノ 資 本 ハ 金 五 拾 万 円 ト ス

第 五 条 当 會 社 ノ 存 立 期 間 ハ、 免 許 ノ 日 ヨ リ 八 拾 八 ヶ

年 ト ス

第 六 条 当 會 社 ノ 公 告 ハ、 所 轄 登 記 所 ノ 商 業 登 記 事 項

ヲ 公 告 ス ル 新 聞 紙 ニ 掲 載 ス

第 三 章 株 式 及 株 主

第 七 条 資 本 ハ 之 ヲ 壹 万 株 ニ 分 チ、 一 株 ノ 金 額 ヲ 五 拾

円 ト ス

第 八 条 株 券 ハ 總 テ 記 名 式 ト シ、 株 券 ハ 一 株 券 ・ 五 株

券 ・ 拾 株 券 ・ 五 拾 株 券 ノ 四 種 ト ス

第 九 条 株 金 ノ 払 込 ノ 時 期 ・ 場 所 及 其 金 額 ハ、 取 締 役

之 ヲ 定 ム

第 十 条 株 金 ノ 払 込 ヲ 遲 滞 シ タ ル 株 主 ハ、 其 遲 滞 金 額

百 円 ニ 對 シ 一 日 金 四 銭 ノ 割 ヲ 以 テ 利 息 ヲ 附 シ、 且 遲

滞 ノ タ メ ニ 生 シ タ ル 費 用 ヲ 賠 償 セ シ ム

第 十 一 条 株 式 払 込 ノ 金 額 カ 所 有 株 總 數 ノ 払 込 金 額 ニ

不 足 ス ル ト キ ハ、 該 株 主 ハ 払 込 ト 同 時 ニ 払 込 ヲ 為 ス

株 券 ノ 番 号 ヲ 指 定 ス ル コ ト ヲ 要 ス、 若 シ 之 ヲ 指 定 セ

サ ル ト キ ハ 当 會 社 ニ 於 テ 之 ヲ 指 定 充 当 ス ヘ シ、 此 場

合 ニ 於 テ 株 主 ハ 其 充 当 ニ 付、 異 議 ヲ 申 立 ツ ル コ ト ヲ

三 大正期の出石

得ス

第拾貳条 株券ヲ分合セントスルトキハ、株券ニ請求

書ヲ添ヘ当会社ニ差出スヘシ

第拾參条 株式ヲ売買譲渡シタル時ハ、双方連署ノ請

求書ニ株券ヲ添ヘ当会社ニ差出シ、名義ノ書換ヲ請

求スヘシ

相續・其他法律上ノ所得ニ因ルモノハ、請求書及其

ノ所得ノ原因ヲ証スル書面ヲ差出スヘシ、氏名ヲ變

更シタル時ハ、株券ノ書換ヲ請求スヘシ

商法第百五拾參条ニ依リ競売シタル株式ニ付キ、直

チニ株券ヲ交付スル能ハサルトキハ、新株券ヲ發行

シテ交付スヘシ

但、当会社ハ、株券ノ交付ニ付、遲滞ノ責ニ任セス

前各項ノ場合ニ於テ当会社ハ、其權限ヲ調査シ、且

必要ト認ムル証明ヲ求ムルコトヲ得

第拾四條 株券ヲ毀損・滅失シタル時ハ、其事実ヲ証

明シ、新株券ノ交付ヲ請求スル事ヲ得

前各項ノ場合ニ於テ旧株券存在スル時ハ、之ヲ提出

シ、其存セサル時ハ、当会社其事実ヲ調査シ、且請

求者ノ費用ヲ以テ該株券ノ無効タルコトヲ參日以上

公告シ、其公告ノ最終ノ日ヨリ六拾日ヲ經過スルモ

仍ホ發見セサル時ハ、新株券ヲ發行シテ之ヲ交付ス

第拾五條 前參条ノ場合ニ於ケル請求者ハ、取締役ノ

定メタル手数料ヲ支払フコトヲ要ス

第拾六條 左ノ各場合ニハ株券ノ名義書換ヲ停止スル

コトヲ得

一、毎計算期ノ終日ヨリ定時總會ノ終了迄

一、臨時總會招集ノ通知ヲ發シタル日ヨリ其終了迄

一、株金払込ノ通知ヲ發シタル日ヨリ其払込終了迄

但、名義書換請求ニ係ル株式カ既ニ通知ノ払込ヲ了

シタル時ハ、此ノ限りニアラス

第參章 株主總會

第拾七條 定時總會ハ、毎年壹月・七月ノ兩度之ヲ招

集ス、總會ノ日時・場所ハ、招集者之ヲ定ム

第拾八条 株主ハ、他ノ株主ニ委任シテ決議権ヲ行フ事ヲ得

但、委任ハ、會議統行若クハ延期ヲ通シ同議案ヲ議了スル迄ノ権限ヲ含ムモノトス

第拾九条 總會ノ議長ハ、社長之ニ当ル、社長故障アルトキハ、他ノ取締役之ニ代ル

第貳拾条 總會ノ決議ニ際シ可否同数ナルトキハ、議長之ヲ決ス

第貳拾壹条 總會ノ決議録ニハ、議長及出席シタル取締役・監査役並ニ株主弑名以上ノ署名ヲ要ス

第四章 役員

第貳拾貳条 取締役ノ定員ヲ五名トス、其任期ヲ參ケ年トシ、当会社ノ株式五拾株以上ヲ有スル株主中ヨリ之ヲ撰任ス

取締役ノ互選ヲ以テ社長弑名及専務取締役弑名置ク、但シ、社務ノ都合ニ依リ其弑名ヲ欠ク事ヲ得

社長ハ社務ヲ統轄シ、専務取締役ハ社長ヲ補佐シ社

務ヲ掌理ス

社長欠位又ハ事故アル時ハ、専務取締役其職務ヲ代理ス、取締役ノ供託スヘキ株式ノ数ハ、五拾株トス

第貳拾參条 監査役ノ定員ハ參名トシ、其任期ハ貳ケ

年トス、当会社ノ株式參拾株以上ヲ有スル株主中ヨリ之ヲ選任ス

第貳拾肆条 取締役及監査役ハ、任期満了又ハ退任後ト雖モ後任者就任マテ其職務ヲ統行スヘキ責ニ任ス

第貳拾伍条 取締役又ハ監査役其定員ヲ欠クコトアルモ、法定数ニ不足セサルトキハ、其補欠選挙ヲナササル

事ヲ得、取締役又ハ監査役補欠選挙ニ依リ就任シタルトキハ、前任ノ残期ヲ継グ

第貳拾陸条 取締役ニ於テ必要ト認ムル時ハ、相談役又ハ顧問ヲ囑託スルコトヲ得

第五章 計算

第貳拾七条 当会社ノ總勘定ハ、老年ヲ貳期ニ分チ専

三 大正期の出石

月ヨリ六月マテヲ上半期トシ、七月ヨリ十二月迄ヲ
 下半年期トシ、各期末日ニ於テ決算ヲナシ之ヲ七月及
 翌年一月ノ總會ニ附議スヘシ

第貳拾八条 当会社ノ損益計算ハ、総収入金ヨリ総支

出金ヲ引去リタル残金額ヲ純益トナシ、左ノ順序ニ

ヨリ分配ス

一、法定準備金 純益金百分ノ五以上

二、役員賞与金 純益金百分ノ五以下

三、株主配当金

但シ、計算ノ都合ニヨリ別途積立金及後期繰越金ヲ

為スコトヲ得

株主配当金ハ、毎計算期末現在株主ニ配当ス

第貳拾九条 当会社ノ負担ニ歸スヘキ創立費用ハ、金

参千円トス

第六章 附 則

第参拾条 本定款ニ規定ナキモノハ、總テ商法ノ定ム

ル所ニ依ルモノトス

当会社ノ發起人住所・氏名左ノ如シ

(イ・ロ・ハ順)

兵庫県出石郡出石町田結庄九十二番地	石田 源藏
全県全郡全町宵田三十一番屋敷	池田孝之助
全県全郡全町田結庄八十九番地	石田 為助
全県全郡資母村畑山百三番地	今井甚兵衛
全県全郡出石町田結庄八十一番地	今崎 亭藏
全県城崎郡三江村祥雲寺四百五十七番地伊地智三郎右衛門	林 吉太郎
全県全郡国府村西芝二十二番屋敷	西山正太郎
全県出石郡室壇村福住一番屋敷	大石武兵衛
全県全郡合橋村矢根千七十六番地	大石藤兵衛
全県全郡全村矢根二十一番屋敷	岡崎 正規
全県全郡神美村口小野十二番屋敷	太田敏太郎
全県全郡全村田多地二十二番屋敷	太田善左衛門
全県全郡資母村木村十六番屋敷	太田四郎太夫
全県全郡小坂村丸谷六番屋敷	金 沢 銳二
全県全郡出石町宵田四十九番地	川見鹿之助
全県全郡室壇村中村三番地	片芝治郎藏
全県全郡出石町八木六十番屋敷	

2 出石鉄道関係資料

兵庫県城崎郡日高村江原三百五番地	川上藤太郎	全県出石郡室殖村日野辺四番屋敷	国村信義
全県出石郡高橋村平田百六十九番地	淀徳太郎	全県全郡出石町材木二番地	倉品昭夫
全県全郡出石町八木十番地	武田喜平治	全県全郡全町八木三番屋敷	日下部又三郎
全県全郡全町柳五十一番地	竹中覚治郎	全県全郡全町宵田一番地	熊原治郎平
全県全郡全町八木四十二番地	武田角藏	全県全郡全町柳十二番屋敷	日下部良三郎
全県全郡合橋村佐々木三百廿四番地	多根綱太郎	全県全郡全町松枝五十三番屋敷	山本豊左右
全県全郡出石町田結庄七十番地	田中源藏	全県全郡全町田結庄五十九番地	安田勘次
全県城崎郡中筋村土濶六十九番屋敷	武中駒造	全県全郡全町魚屋二十四番地	松本藤藏
全県出石郡出石町柳八番屋敷	玉井吉得	全県全郡全町下谷一番屋敷	松井旗二
全県全郡全町八木四十二番屋敷	角岡勝造	全県城崎郡日高村鶴岡十五番地	藤本俊郎
全県城崎郡日高村久斗二百五十六番地	成田庄兵衛	全県全郡全村鶴岡三十四番屋敷	藤本峰三郎
全県出石郡出石町田結庄四十七番地	中村孫太郎	全県全郡国府村上郷百十七番地	古橋孝之輔
全県全郡高橋村東中百五十七番地	中島太郎右衛門	全県出石郡出石町魚屋三十三番地	藤沢長次郎
全県全郡出石町川原百二番地	中村安之助	全県全郡室殖村桐野七百九十八番地	福富太郎左衛門
全県城崎郡国府村西芝三百八十九番地	上倉新太郎	全県全郡小坂村島一番屋敷	船越信次郎
全県全郡全村上郷百二十一番屋敷	植村賢二郎	全県全郡出石町田結庄二十七番屋敷	福富源藏
全県出石郡出石町八木三十五番屋敷	上坂岩造	全県全郡全町宵田七十八番地	福富達三
全県全郡室殖村福住三百三十五番地	植村広義	全県城崎郡日高村江原八十六ノ一番地	小林覚二郎
全県城崎郡日高村久斗四十八ノ一番地	上坂豊治	全県全郡国府村市場四百二番地	国限寿

三 大正期の出石

全県全郡中筋村加陽四十三番屋敷	小西七郎左衛門
全県出石郡高橋村久畑千番地	小山峰太郎
全県全郡小坂村福居六番屋敷	河本伊八郎
全県城崎郡日高村久斗七百廿三番地	安東信雄
全県城崎郡中筋村引野九百七十二番地	赤木一雄
全県出石郡出石町松枝百番屋敷	浅崎熊次
全県全郡全町田結庄百番屋敷	鏡本守藏
全県全郡全町松枝百卅二番屋敷	相田力太郎
全県全郡全町伊木二番屋敷	桜井勉
全県全郡全町田結庄二十九番屋敷	宮崎久太郎
全県全郡全町田結庄三十二番地	宮崎弥藏
全県全郡資母村中山百四十七番地	渋谷喜兵衛
全県全郡全村虫生三十四番地	渋谷謙三
全県全郡出石町田結庄九十九番屋敷	志水与三
全県全郡室植村鍛冶屋十四番屋敷	清水九右衛門
全県全郡出石町本町二十二番屋敷	志水甚助
全県全郡神美村森尾四十一番屋敷	平尾源太夫
全県全郡全村森尾四十一番屋敷	平尾令太郎
全県全郡全村三宅三十番地	平尾学治郎

全県全郡出石町東条四十一番屋敷 門間改吉
 全県全郡神美村袴狭五百卅八番地 瀬藤善太夫
 全県全郡室植村寺坂千二十三番地 関 太平
 全県城崎郡日高村久田谷六十三番地 瀬崎春治郎

宅 免許状(写) 『出石鉄道の五十年』 亀井幸男氏所蔵

監第九九三号

免許状

出石軽便鉄道株式会社

発起人

藤本俊郎

外七拾七名

右申請ニ係ル兵庫県城崎郡日高村ヨリ同県出石郡
 室植村ニ至ル軽便鉄道ヲ敷設シ、旅客及貨物ノ運輸
 營業ヲ為スコトヲ免許ス

軽便鉄道法第三条ニ依ル認可申請ハ、大正九年六

月二十六日迄ニ之ヲ提出スベシ

大正八年六月二十七日

内閣総理大臣 原 敬

六 命令書(写)

『出石鉄道の五十年』 亀井幸男氏所蔵

命令書

大正八年六月二十七日監第九九三号免許状ヲ下附シタル軽便鉄道ニ付テハ、左ノ条件ヲ遵守スベシ

大正八年六月二十七日

内閣総理大臣 原 敬

第一条 工事ハ、軽便鉄道法第三条ニヨル工事施行ノ認可ニ指定シタル期限内ニ着手シ竣工スベシ

前項ノ期間ハ、天災・地変・其ノ他正当ノ事由アル場合ニ限り其ノ伸長ヲ申請スルコトヲ得

第二条 軌条ハ、内地製作品ヲ使用スベシ

但シ、特別ノ事由ニ因リ認可ヲ受ケタルトキハ、此ノ限りニ在ラズ

第三条 技術者ヲ置キ届出ツベシ、之ヲ変更スルトキ

亦同ジ

主任技術者ヲ不適任ト認ムルトキハ、其ノ解任ヲ命スルコトアルベシ

第四条 工事ノ一部又ハ全部竣工シ運輸ヲ開始セムトスルトキハ、許可ヲ受クベシ

第五条 旅客及荷物ノ運賃(割引運賃ヲ含ム以下同ジ)・其ノ他運輸ニ関スル料金ハ、認可ヲ受クベシ、之ヲ変更セムトスルトキ亦同ジ

政府ハ、公益上必要ト認ムルトキハ運賃及料金ノ変更ヲ命ズルコトアルベシ

第六条 旅客及混合列車ノ発着時間度数ヲ定メ、許可ヲ受クベシ、之ヲ変更セムトスルトキ亦同ジ

天災・地変・其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ一時変更ヲ為シタル時ハ、直チニ之ヲ届出ツベシ

第七条 政府ハ、他ノ鉄道又ハ軌道トノ連絡運輸又ハ直通運輸ヲ命ズルコトアルベシ

第八条 営業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ、又ハ廃止セム

三 大正期の出兵

トスルトキハ、許可ヲ受クベシ

第九条 他ノ業務ヲ営ミ又ハ社債ヲ募集シ、若クハ鉄道及ビ之ニ属スル物件ヲ担保トシテ負債ヲ為ストキハ、認可ヲ受クベシ

第十条 鉄道ノ貸借又ハ營業ノ管理委託ヲ為サムトスルトキハ、貸借又ハ管理委託ニ関スル契約書ノ謄本ヲ添ヘ双方連署ノ上認可ヲ受クベシ

第十一条 他ノ会社ト合併セムトスルトキハ、合併ノ事由及方法ヲ記載シ双方連署ノ上認可ヲ受クベシ

第十二条 鉄道ヲ譲渡セムトスルトキハ、譲受人ト連署ノ上許可ヲ受クベシ

第十三条 政府ハ、監査員ヲ派遣シ工事ヲ監視セシメ、又ハ鉄道ノ設備并運輸保線ノ方法ヲ監査セシムルコトアルベシ

監査員ニ於テ説明ヲ求メ、又ハ関係書類・図面ノ檢閲ヲ求メタルトキハ、之ヲ拒ムコトヲ得ズ

工事カ工事方法書又ハ法令若クハ法令ニ基キテ發

スル命令ニ違ヒタルトキハ、其ノ改築又ハ工事ノ停止ヲ命ズルコトアルベシ

鉄道ノ設備又ハ運輸保線ノ方法ガ不適當ナリト認ムルトキハ、何時ニテモ必要ナル施設ヲ命ジ、若シ危険ナリト認ムルトキハ、運輸又ハ使用ヲ停止スルコトアルベシ

第十四条 政府ノ派遣シタル官吏ニ於テ、鉄道ニ関スル會計及財産ノ検査ヲ求メタルトキハ、之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十五条 陸・海軍官憲ニ於テ、鉄道ヲ軍用ニ供スルコトヲ命ズルコトアルベシ

前項ノ場合ニ於テハ、明治三十七年勅令第十二号 鐵道軍事供用令及同年陸軍省令第三号 鐵道軍事輸送規程ニ準ズルモノトス

但シ、其ノ料金ハ、客車一兩ニ付、其ノ定員數ニ當該客車等級ノ運賃ヲ乗ジタルモノノ二分ノ一、貨車ハ、貸切料金ノ二分ノ一トシ、二十哩(マイル)以下(他線ト

連帯輸送ノ場合ハ、同輸送哩程二十哩以下ノ輸送ニ在リ
テハ二十哩分ノ料金ヲ給ス

第十六条 鉄道線路一部免許失効シ又ハ取消サレタル

場合ニ於テ、公益上必要ト認ムルトキハ、他ノ全部

又ハ一部ノ免許ヲ取消スコトアルベシ

第十七条 左ノ場合ニ於テハ、免許ハ其ノ効力ヲ失フ

一、免許状ニ指定シタル期限内ニ工事施行ノ認可ヲ

申請セザルトキ、又ハ其ノ申請ヲ為スモ認可ヲ得

ザルトキ

二、工事施行認可申請前ニ会社成立セザルトキ

三、工事施行ノ認可ニ指定シタル期限内ニ工事ニ着手

セズ、又ハ之ヲ竣功セザルトキ

四、営業ノ全部ヲ廃止シタルトキ

五、営業満期ノトキ

第十八条 政府ハ、公益上必要ト認ムルトキハ、何時

ニテモ鉄道及附属物件ヲ買収スルコトアルベシ

前項ノ場合ニ於テ、本鉄道ノ連絡上必要アルトキ

ハ、延長線ノ一部又ハ全部ヲ併セテ買収スルコトアル
ルベシ

買収価格ハ、最近六營業年度間ニ於ケル建設費ニ

対スル益金ノ平均割合ヲ、買収ノ日ニ於ケル建設費

ニ乗シタル額ヲ二十五倍シタル金額トス

前項ノ益金トハ、營業收入ヨリ營業費(借入金ノ利

子ヲ除ク)・賞^(与)金ヲ控除シタルモノヲ謂ヒ、益金ノ

平均割合トハ、六營業年度間ニ於ケル毎年度末ノ開

業線建設費合計ヲ以テ、同期間ニ於ケル益金ノ合計

ヲ除シタルモノノ二倍ヲ謂フ

買収ノ日ニ於テ、運輸開始後未ダ六營業年度ヲ經

過セザル場合又ハ第三項ノ金額ガ建設費ニ達セザル

場合ニ於テハ、政府ハ其ノ建設費以内ニ於テ協定シ

タル金額ヲ以テ第三項ノ金額ニ代フ

鉄道及附属物件ノ状態不完全ナルトキハ、其ノ補

修ニ要スル費額ハ買収価格ヨリ之ヲ控除ス

前項補修ニ要スル費額ニ付、協議調ハザルトキハ、

三 大正期の出石

政府ノ選定シタル鑑定人ノ意見ヲ徴シ政府之ヲ定ム

買収代価ハ、公債証書ヲ以テ交付スルコトアルベシ、此ノ場合ニ於テハ、券面金額ニ依リ四分利付公債証書ヲ以テ之ヲ交付シ、五十円未満ノ端数ハ之ヲ五十円トス

第十九条 政府ハ、公益上必要ト認ムルトキハ、工事方法ノ変更ヲ命シ、又ハ本命令ヲ変更スルコトアルベシ

第二十条 将来定メラルル法令ノ結果トシテ本命令書ノ条項ニ変更ヲ来スコトアルモ、之ヲ拒ムコトヲ得ズ

充 工事竣功の認可 『出石鉄道の五十年』 亀井幸男氏所蔵

兵庫県指令土道第一五八三号

出石鉄道株式会社

江原・出石間鉄道敷設ニ伴フ諸工事ハ、其ノ竣功ヲ認ム

昭和四年七月十六日

兵庫県知事 高橋 守雄

乙 貨物運輸營業開始の認可

『出石鉄道の五十年』

亀井幸男氏所蔵

監第六七号

出石鉄道株式会社

昭和四年十二月十九日附、出鉄第四五六号申請貨物運輸營業開始ノ件認可ス

昭和五年一月十四日

鉄道大臣 江木 翼

三 鉄道省所属貨車直通運輸の認可

『出石鉄道の五十年』

亀井幸男氏所蔵

監第四一四号

昭和五年一月十八日附、出鉄第四六一号申請鉄道省

所属貨車直通運輸ノ件認可ス

昭和五年二月十七日

鉄道大臣 江 木 翼

三 出石鉄道補助規程

『出石町条例規程(廃止ニ属スル)綴』

規程第一二號

出石鉄道補助規程

第一條 出石町ハ、地方改良ノ目的ヲ以テ出石鉄道ニ
對シ、予算ノ定ムル所ニ依リ左記条件ヲ附シ年額四
千円ヲ補助スルコトヲ得

一、会社ハ、適當ノ方法ニ依リテ未払込株整理ヲ断
行スルコト

二、營業ハ、量入主義ヲ嚴守シテ鉄道自立ノ方針ヲ
貫徹セシムルコト

三、營業ノ現状ヲ改良シテ、營業費ヲ節約ヲ図ルコ
ト

四、線路改良ニ努力シ、鉄道運輸ノ面目ヲ一新スル

コト

五、借入金ヲ速カニ整理シテ、之ニ要スル利子ハ營
業收入中ヨリ支弁スル方針ヲ取ルコト

第二條 出石鉄道ニ對シ交付スル補助金ハ、六箇年以
内ニ限ルモノトス

第三條 出石鉄道整理見込確立セサル期間ハ、補助金
ヲ交付セス

第四條 会社カ補助ニ附シタル条件ニ違反スル時ハ、
其ノ補助ヲ停止又ハ廃止スルコトヲ得

但シ、詐偽ノ行為ヲ以テ補助金ヲ受ケタル時ハ、法
定ノ利息ヲ附シテ之ヲ償還セシム

第五條 会社カ鉄道ヲ他ニ讓渡シ又ハ会社ヲ解散スル
トキハ、補助ヲ廃止スルモノトス

附 則

本規程ハ、昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

三 出石鉄道補助規程改正規程

『出石町条例規程(廃止ニ屬スル)綴』

規定第一六号

出石鉄道補助規程改正規程

第三条 出石鉄道会社ヨリ補助金ノ下附ニ付、請求ヲ

ナシタル場合ハ、規程第一条各項中ノ条件ヲ具備セ

ルヤ否ヤヲ調査ノ上之ヲ交付スルコトヲ得

参照 第三条出石鉄道整理確立セサル期間ハ、補助金ヲ交

付セス

附則

本改正規定^(趣)ハ、發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

*昭和六年九月七日議決・同月八日發布

出石町の助成 『出石鉄道の五十年』 亀井幸男氏所蔵

出石鉄道株式会社

昭和五年四月一日公布第一二号補助規程ニ依リ、昭

和五年度ニ於テ出石鉄道補助金四千円ヲ交付ス

昭和五年四月一日

出石町長 森 本 駿

五 国の助成 『出石鉄道の五十年』

亀井幸男氏所蔵

監第一三九五号

出石鉄道株式会社

昭和七年二月一日附申請、江原・出石間地方鉄道補

助ノ件許可ス

補助期間ハ、昭和七年八月一日ヨリ同八年六月三十日

迄トス

昭和七年五月四日

鉄道大臣 床 次 竹二郎

*その後の国の助成措置を列記すると次のようになる

(許可年月日及び補助期間(ハ)書き)を示す。昭和八年

四月十九日(昭和八年七月一日ヨリ同九年六月三十日

迄)・昭和九年四月二十六日(昭和九年七月一日ヨリ

同十年六月三十日迄)・昭和十年六月十五日(昭和十

年七月一日ヨリ同十一年六月三十日迄・昭和十一年九月十八日〈昭和十一年七月一日ヨリ同十二年六月三十日迄〉・昭和十三年二月二日〈昭和十二年七月一日ヨリ同十三年六月三十日迄〉・昭和十三年七月十三日〈昭和十三年七月一日ヨリ同十四年六月三十日迄〉・昭和十四年六月十七日〈昭和十四年七月一日ヨリ同十四年十二月三十一日迄〉・昭和十五年八月十日〈昭和十五年一月一日ヨリ同十五年十二月三十一日迄〉・昭和十七年九月五日〈昭和十七年一月一日ヨリ同十七年十二月三十一日迄〉・昭和十八年八月十日〈昭和十八年一月一日ヨリ同十八年十二月三十一日迄〉・昭和十九年八月三日〈昭和十九年五月一日ヨリ同二十年六月三十日迄〉

三 出石鉄道存置に関する件

『神美村会会議録』

出石鉄道存置ニ関スル件

本郡唯一ノ交通並ニ運輸機関タル出石鉄道株式会社ノ營業存続若クハ其ノ休廃止後ノ措置ニ関シ、本村民ノ

要望ヲ運輸通信大臣・兵庫県知事・大阪鉄道局長ニ別紙ノ通り陳情スルモノトス

昭和十九年一月四日専決

神美村長 平尾 達治郎

陳情書

我出石郡ハ、兵庫県下最モ僻邑ノ地ニシテ、而モ山岳重疊運輸ノ便ヲ欠キ、加フルニ冬期間ニ於テハ積雪ノタメ屢々交通運輸ノ杜絶ヲ来ス、茲ヲ以テ出石鉄道ハ、昭和二年荦郡一致所有ル障碍困難ヲ克服シテ郡内各町村並ニ日高町ニ株式ノ割当ヲ為シ、時恰カモ農山村ノ大不況時ニ当面中特ニ本郡ハ、唯一ノ金融機関タル十五銀行ノ破綻ニ直面セル折柄ナルニモ不拘、出石町ハ、窮乏セル財政ヨリ財源ヲ割キ、町議又之ニ相呼応シテ一切ノ費用弁償ヲ拵ケテ補助トシテ八ヶ年ノ長期ニ亘リ之ニ助成シ、地方民亦之ヲ了トシ、株主中ニハ三戸ヲ以テ一株ノ払込ヲ為ス等僅カ五拾万円ノ資本金ニ対シ、式千數百名ノ株主ニ依リテ創立ヲ見ルニ至リ

三 大正期の出石

タル所ニシテ、一般私鉄ノ如ク単ニ営利ヲ目的トスルモノニ無之、一切ノ利潤ヲ度外シテ地方開発ノタメ只管運輸報國ノ使命達成ニ万全ヲ期シツ、アル次第ニ有之候、然ル処其間不幸昭和九年九月並昭和十七年九月ノ兩度ニ亘リ、風水害ニ依ル円山川橋梁破壊サレ、滯貨山積^(積)積亦著シキ低下ヲ見ルニ至レルハ誠ニ遺憾至極ト存ジ候

茲ニ於テ之ガ打開ノタメノ郡民滅私奉公ニ基ク献身の努力ニ依リ、或ハ翼賛壯年団員ノ出役トナリ、或ハ各種職域産業人ノ出勤ニヨル長時日ニ亘ル涙グマシキ奉仕努力ト会社ノ絶大ナル犠牲トニヨリテ、漸ク本年十一月全線復旧ヲ見、同時ニ其面目ヲ一新シテ一面時局ニ即応シテ別表明細書ノ如キ農村重要生産物並ニ軍需物資ノ送及肥料・農器具・其他三万郡民ノ日用生活必需品ノ搬入ニ全能力ヲ發揮スルト共ニ、他面国家要請ニ基キ当地方ノ特産物タル織物工場ノ多数企業整備サレテ軍需品生産工場ニ転換セシモノ、即チ現ニ大阪陸

軍造兵廠枚方製造所製作工場トナリタルモノ、或ハ軍需用品ノ生産工場トシテ朝日発条株式会社ノ設立ヲ見ルニ至リタルモノ等ヨリ生産サル、莫大ナル器材ノ輸送ニ当リ、特ニ杞柳飯行李ノ龐大ナル生産下命ヲ蒙ル外、舞鶴鎮守府納入ノ砂利輸送等ハ、別紙写(省略)軍部其ノ他関係官庁ノ御証明ノ通り、一ニ出石鐵道ニ依ルニアラザレバ到底円滑ナル輸送ノ不可能ナルハ明瞭ナル事実ト存ジ候

況ンヤ冬期降雪時ハ、積雪ノタメ一切ノ運輸交通ノ杜絶スルハ前述ノ通りニ有之候

然ルニ今回突如出石鐵道株式会社ニ対シ、營業休止ノ上軌条・橋梁等撤収ノ御指命ニ接シタル趣キ、右ハ上陳ノ実情ニ鑑ミ決戦下挙国一致ヲ絶対必要トスル現下ニ於テ、郡ノ興亡ニ関スル真ニ容易ナラザル事態ニシテ挙郡驚愕措ク処ヲ知ラズ、斯クテハ農村重要生産物ノ供出ニ甚大ナル支障ヲ来スノミナラズ、郡民ノ戦時生活ヲ維持・確保スル上ニ於テ絶大ナル障害ヲ蒙ル虞

有之、決戦下一般町村民ニ与フル思想上ノ悪影響モ尠少ナラズ、之ガ鎮撫ニ関シ真ニ憂慮罷在候
何卒右特別ノ御賢察ヲ垂ラレ、本鉄道ノ存続ノ允可相賜リ度、此段陳情ニ及候也

明細書

出石鉄道運輸概数

- 一、米麦供出量 約参万石
- 一、木材供出量 約拾五万石
- 一、薪 供出量 約五拾万束
- 一、木炭供出量 約五拾万貫
- 一、蚕繭供出量 約八万貫
- 一、軍用飯行李 約六拾万個(但、本年十二月ヨリ十九年三月迄割供券)
- 一、軍用研磨砥石 年六千噸
- 一、犢 牛 約式千頭
- 一、陶磁器・軍用機材部分品・金属代用品及代替品
- ・其他国民食器類

- 一、軍用絹織物・全木工品・同藁工品・兵器部分品
 - 一、陶磁器原石
- 以上

七 出石鉄道復旧請願陳情書

『出石鉄道の五十年』

亀井幸男氏所藏

株式会社出石鉄道が経営せる出石・江原間(十一軒二分)の鉄道路線は、昭和十八年十二月突如命令に依り營業を休止し、線路・橋梁等一切の資材供出を余儀なくせられたるが、本鉄道は、出石郡民が唯一無二の交通輸送の機関たるを以って郡民挙って存続を要望したりしが、当時政府は、戦争完遂の一途に総力を結集せるの故を以って、郡民の要望は達せられずして命の儘に供出を完了せり。

然るに当局に於かれても供出後の地方の交通輸送の至難なるをご洞察相成り、之が善後措置として乗合自動車と貨物自動車とを供与せられて、之を鉄道の代替

機関として運行せしめられしを以て辛くも今日に至りたり。

然れ共自動車の運行能力は、鉄道のそれに比して著しく低調にして、且該營業は、本県斯業の統制下に在りて既設会社名義の下にその名義会社の幾多の制肘を受けて経営運行せざる可らざるの状態にて、能力の低下と経営の困難は実に言語に絶するもの有之、終戦の今日に在りては、之が即刻復旧要望の聲は郡民間に満々たるの現状なり。

抑々本鉄道は、株式会社組織にして形式は一地方の営利会社の姿なるも、内容は県下の東北端に僻在せる地方なるを以て郡民が挙つてその株主として出資したる郡公共の機関たるものに有之、これが存亡は、真に郡民の生命線たりとするも敢て過言に非らず。従つて本鉄道経営には郡民代表として郡内村長二名を重役たらしめ、現社長の如きも郡民より推されて利害を超越して之に当り、只管郡民の福利を増進すべく運営なし

つゝある次第なり。

今や敗戦の結果国家は、未曾有の大転換を余儀なくせしめられ、再建日本の重大使命は国民に課せられつゝあり、本郡民亦当地方の実情に即して食糧・燃料の増産・増送に邁進しつゝあるの折柄、且又之が移出と増産に伴う各種物資の移入は日を追つて逡増の一途を辿り、交通輸送の度亦頗繁（輸）の度を加うるの秋本鉄道の使命亦戦時以上に倍加せるものと思料せらる。

依つて茲に郡民の熱望を満す為本鉄道の復旧に御允許を賜はり、猶之が敷設工事は、此の機会に最も時代の要求に適應せる電化を実現すべく政府事業として実施せられ、且又現在運行せる乗合自動車及貨物自動車は、鉄道と併行的に將又鉄道の予備として続行すべく指示相成らば、郡民の熱望は達せられ、国家に尽すの努力も亦従来と面目を異にすべき次第と思料され、下名等は、郡民を代表して如上復旧請願を陳情致す次第に有之候

希くは当局に於かれても郡民の切に要望せる処に御
明鑑を垂れ賜はんことを。

昭和二十一年四月 日

兵庫県出石郡

出石町長 金 沢 銳 二

室埴村長 斎 藤 正 規

小坂村長 太田彦兵衛

神美村長 平尾達治郎

合橋村長 近 本 政 信

高橋村長 浅田太左衛門

資母村長 今井甚兵衛

運輸大臣 村 上 義 一 殿

又 出石鉄道路線復活資材払い下げ願ひ

『出石鉄道の五十年』 亀井幸男氏所蔵

出鉄第四二三号

昭和二十三年九月十五日

兵庫県出石郡出石町柳六四番地

出石鉄道株式会社

取締役社長 工藤 忠雄

運輸大臣 岡田 勢一 殿

地方鉄道路休止路線復活資材払下願

一、区 間 出石鉄道路線円山川―出石間

一、料 程 十料三

一、理 由 前記区間は、戦時中(昭和十九年)政府の

強制命令に依り業務を休止すると共に軌
条・橋梁・枕木等を撤収供出致しました
が、今回復旧致したく別紙所要資材を当
時の価格又は無償を以て払下方を特に
願致します。

参 考

(一)当時弊社より供出致しました物件代金参

拾壹万参千七百八拾五円は、今に支払い

を受けて居りません。右の代金を今日支

三 大正期の出石

名	称	種	類	数量	重量
橋	梁	一連ノ長	三米五	八連	三六〇・〇
軌	条	上路	鋼板桁	三、五〇米	六七五・〇
繼	目	三	用L型	四、五〇枚	三三〇
ボルト(含ナット)	板	三	用軌条用	九、〇〇本	三五
マック	ボルト	三	用	四四本	〇・六
撤	撤	三	用	一〇組	五・六
護	輸	一	組	一〇組	四・三
転	換	一	組	一〇組	一・七
機	関	一	組	一両	一・五
瓦斯	倫	一	組	三両	
機	動				
車	車				

一、資材表
(別紙)

払いを受けましても、復旧は不能であり
ますので、資材返還の意味で無償又は当
時の価格で払下げして頂きたいのであり
ます。
(二)当時の命令書写并に譲渡価格決定通知書
を添付いたします。

客	車	六人乗	二両
合	計		一、〇九五・二

*命令書(写)及び譲渡価格決定書は省略する。

五 請 願 書 『出石鉄道の五十年』 亀井幸男氏所蔵

請願の要旨

一、戦時中強制命令に依って業務休止を命ぜられると
共に軌条・橋梁・枕木等を強制的に撤去せられ、
満五ヶ年に至る今日尚代金の支払さへ受けていな
い出石鉄道に対して、鉄道復旧資材を無償を以て
返還方を特に詮議して頂き度いのであります。
二、鉄道復旧後も現在の自動車経営は、補助機関とし
て存続して頂き度い。

請願の理由

一、出石鉄道株式会社は、郡民多年の要望に答えて大
正八年十二月の創立に拘り、苦節十年、昭和四年
七月郡民歓呼の裡に出石町・江原駅間十一杆二分

に鉄道の開通を見たものでありまして、形式は、一地方の営利会社の姿ですが、その内容は、出資の關係に於ても一部少数の株主を以てせず、郡民挙つて株主として出資を分担し、住民即ち株主と言ふような組織で、全く名実共に郡公共の機関であります。

之は本郡并に接続町村の産業開発と生産増強并に文化發展の根幹を為す處の運輸交通機関を、百%利用することにより真に共存共栄の実を挙げんとするに外ならないわけで、極めて民主化された組織と經營を持つものであります。

即ち、当時資本金五拾万円に対して二千数百名の株主(現在一八七〇名)を擁した次第で、昭和十九年四月まで營々として輸送に専念致したのであります。

二、然るに大東亞戰爭が苛烈さを加へるに伴い、昭和十八年十二月突然として時の運輸通信省から鉄道

業務休止命令、軌条・橋梁・枕木等の撤収供出命令、車両等の転用命令を受けたのであります。その原因は、昭和十七年九月の大水害にて円山川架設の鉄橋が墜落し、復旧未了の爲貨物輸送を昭和十八年十月まで一ヶ年間休止したため、業績が著しく低下したこと。

三、会社は勿論のこと、郡内町村民に取つては將に晴天の霹靂(感)とも謂ふべく、驚愕措(愕)く處を知らず。直ちに重役会・郡町村長会・出石町会・株主總會・各町村会・各種団体長会等を度々開催して、慎重熟議の結果、飽くまで撤収反対、鉄道存続期成同盟会が町村民の盛り上った力として結成され、更に出石郡町村長会及出石町会を基盤とする執行機関を作り、目的貫徹の爲に蹶起したのであります。

四、即ち、昭和十八年十二月より十九年三月まで四ヶ月に亘り、郡民代表者が交々上京して、之が存続を關係代議士と共に、運輸通信省に嘆願すると共

に、海軍省・鉄道軌道統^(制)整會等の關係官庁にも熱烈に陳情を重ね、撤回阻止に努めたのであります。

五、地元には町民大会・郡民大会を開催して、撤回反対の決議を行い、数千名に及ぶ郡民連署を以て、民意の在る処を中央に反映するなど、真に挙郡一致の強固な態勢で反対運動を行ったのであります。出石町の一区長(角岡勝蔵)は、町民大会の席上熱弁を揮い、興奮の極遂に卒倒即死をするなどの惨事さへ起ったのであります。以て当時の情勢の一斑をご判断願いたいのであります。

六、此故に御省から八田通運大臣の命で、山田鉄道官外数氏が実情視察に来郡せられまして、具さに実状を調査され、結果該命令が真に無暴であり、選択を誤って居ることを明確に認識せられたのであります。但し、当時東条内閣の下、閣議決定事項である事を理由として頑として郡民の熱烈なる要望も容れられず、殊に某大官よりは非国民・国賊呼ば

はりまでせられ、

「是以上反対するに於ては強権を發動すべし」と屢々威嚇を受けながら、尚も屈せず、反対陳情を続けはしたが、危く国家総動員法違反の一步手前で遂に弾圧に屈し、血涙を呑み、断腸の思いを以て、終戦後は優先的に之が復旧を政府の責任に於て施行せられたき事を希望条件の第一として、遂に昭和十九年五月鉄道業務の休止と撤回を施行せられ、当時の陸軍省に供出を致したのであります。陸軍省では、セレベス島の鉱山開発鉄道に使用の目的であったそうであります。

「当時の事情に就いては、当時鉄道総局業務局 監理課長現牛島職員局長及現東鉄局山田業務部長が最も能く知って頂いております」

七、抑々我が出石郡は、兵庫県の東北隅^(隅)に位し、丹後宮津町に近く丹後にも接続して面積二十万里・人口二万七千でありまして、人口密度に疎でありま

すが、物資豊富で米・麦・出石焼・絹織物等の輸出品を始め県下に於ける名産地であり、甘藷・馬鈴薯・豆類等の農産物、杞柳製品、木材・木炭・薪・柿、養蚕等の産物は、年産貳拾億を上廻る次第でありまして、鉄道撤収に依り之等主要資源并肥料・その他生活必需物資の輸送に一大頓座を来しますので、当時之が代行機関としてバス五兩・トラック八兩の新車の配給を受け、之を運営して辛くも今日に至っております。今尚貨物自動車は、既設統制会社(但馬貨物自動車会社)の名義で経営運行して居りますが、昨年三月十五日道路運送法の施行に伴い、全く窮地に追いやられた為、その後新たな制約を受けるの慄れも亦発生するなど、実に国家の行政処分^{せきぶん}に基因して苦衷を重ねて居ります。

八、加之前記鉄道撤収に伴い、代金参拾壹万参千七百八拾五円は、撤収後五ヶ年を経過せる今日に至る

も尚一切の支払いも受けず、然も当時政府并産業設備営団の怠慢に依り(供出後終戦まで一ヶ年半の日子あり)終戦後軍需補償の打切り、課税等により僅か拾五万九千八百円の債権に減額の憂目を見ました。供出後幾度となく督促を加えてきたにも不拘、事務の渋滞と無責任の為斯かる悲惨な境地に追込まれたのであります。

十、十料三分の軌条・枕木と百七十米の橋梁供出代金を以て今日換物するとしますと、自動車タイヤ四本しか購入できない状態であります(供出後終戦までに支払いを受けて居れば、優に自動車が四十両購入できました)。

九、然も之は前記詳述の如く国家が強制力を以て撤収せられたものであります。

郡民并株主の悲憤慷慨は、その極に達していることもご賢察を頂き度いのであります。

今や敗戦国家の再建は、焦眉の急でありその基盤・

三 大正期の出石

根底を為すものは、交通運輸機関の整備に在ることとは論を俟たない次第。本郡内の輸送物資は、年七万噸乃至十萬噸に及ぶ次第でありまして、現在の老朽貨物自動車では、到底此の重大使命を完遂することは不可能と申さねばなりません。

幸いにして本年三月御省より十七兩の貨車払下げを受け、四月一日より社線円山川を発着点とする貨物連絡運輸を開始致して居る次第であります。最も大切なる出石駅と円山川間撤収路線の復旧を為さねばその効果は抹殺され、鉄道運輸の機能を發揮することは至難であります。

依つて請願の趣旨に申上げて居る鉄道復旧の爲、省の鉄道資材の返還を受け、郡民株主の熱意を以て之が復旧に邁進致したいと存じます。

何卒前記詳述の如く事情を御察賜はり、出石鉄道復旧の願意を御聴許下さいますよう切願して止まない次第であります。

茲に下名等は、郡民を代表して連署を以て請願いたします。

昭和二十三年九月十五日

兵庫県出石郡出石町柳六四

出石鉄道株式会社

社長 工藤 忠雄

兵庫県出石郡町村長会長県會議員

出石町長 正木 定

高橋村長 西本 高志

資母村長 渋谷信二郎

合橋村長 南田 義亮

神美村長 水島勝之助

室埴村長 関 太一

小坂村長 中山 克己

運輸大臣 岡田 勢一 殿

△ 出石鉄道復活に関する決議

『出石鉄道の五十年』 亀井幸男氏所蔵

決議

出石鉄道は、出石郡民が挙郡一致四ヶ月に亙り撤収反対、鉄道存続の熱願を為せしに不拘、一切之を無視して政府の強権に等しい圧力を以て昭和十九年五月撤収せられ、郡民の不利・不便、損失は其の極に達し、然も之に依って受ける損失は年間を通じ巨大なるものがあり、為に産業の振興・経済の再建を阻止すること、極めて甚大である。

依而速かに政府の責任に於て之を復活せられんことを要望する。

右満場一致を以て決議する。

昭和二十四年二月七日

兵庫県出石郡民大会

△ 一般乗合旅客自動車運送事業の免許確認証

『出石鉄道の五十年』 亀井幸男氏所蔵

自旅第六七〇号

確認証

出石鉄道株式会社

昭和二十六年十月十七日附、申請による一般乗合旅客自動車運送事業の免許については申請の通り確認する

運輸大臣 村上 義一

△ 一般貸切旅客自動車運送事業の免許確認証

『出石鉄道の五十年』 亀井幸男氏所蔵

自旅第九〇七号

確認証

出石鉄道株式会社

昭和二十六年十月十七日附、申請による一般貸切

三 大正期の出石

旅客自動車運送事業の免許については左記の通り確認する

記

一、事業区域 兵庫県出石郡及び城崎郡を中心とする

兵庫県(淡路島を除く)・大阪府・滋賀

県・奈良県及び和歌山県一円

昭和二十七年五月九日

運輸大臣 村上 義一

三 一般路線貨物自動車運送事業の免許確認証

『出石鉄道の五十年』 亀井幸男氏所蔵

自貨第九二九号

確認証

出石鉄道株式会社

昭和二十六年十月二十八日附、申請による一般路

線貨物自動車運送事業の免許については左記の通り

確認する

路線は次の通りとする 記

起 点	終 点	主たる経 過地
城崎郡日高町日置器	出石郡資母村中山五	出石町・ 合橋村
豊岡市高屋	出石郡小坂村鳥居七九	小坂村伊豆
出石郡合橋村出合三	出石郡高橋村久畑五二	高橋村平田

昭和二十七年四月二十一日

運輸大臣 村上 義一

四 譲り受けに関する届け出受理書(営業譲渡)

『出石鉄道の五十年』 亀井幸男氏所蔵

公商譲第四一七号

届出受理書

昭和二十七年六月二十日

公正取引委員会

全但交通株式会社

代表取締役 田中 寛 殿

法第十六条において準用する法第十五条第二項の規定による左記内容の営業の全部の譲受けに関する届出書は、昭和二十七年六月二十日これを受理しました

全但交通株式会社は、出石鉄道株式会社よりその経営する一般乗合旅客自動車運送事業・一般貸切旅客自動車運送事業并に一般路線貨物自動車運送事業の全部を金参百四拾八万円也を以って譲受ける

記

一般乗合旅客自動車営業路線

出石江原一三・〇料、出石奥小野九・七料、江原八代五・五料、計二八・二坪(料)

一般路線貨物自動車営業路線

日高町日置(江原)中山三二・〇料、豊岡鳥居八・〇料、出石久畑八・五料、計四八・五料

車 兩

乗合自動車八兩・貸切乗合自動車(大型)・貨物自動車(普通)二兩・貨物自動車(小型)二兩、計一三兩

注意

一、届出後の届出の内容である行為の完了までに記載事項に重要な変更があった場合、改めて当委員会に届け出ること

二、当該行為を完了したときは、その旨及び届出書類に重要な変更が無かったことを速かに当委員会に報告すること

三、この行為が他の法令による許認可又は届出を必要とする場合は、別途その許認可を得又は届けること